平成２３年（フ）第１１８０号
名古屋市千種区城木町２丁目25番地
破産者　姓農　幸典
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９６号
名古屋市中川区石場町３丁目27番地
破産者　桜花こと　杉山賀代美
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９８号
東京都江戸川区江戸川３丁目54―55　フラットリバーサイド102号、住民票上の住所岐阜県恵那市三郷町佐々良木　600番地
破産者　小木曽忠則
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８０号
名古屋市守山区小六町13番27号　ベルハイツ202号
破産者　佐々木純男
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３９号
愛知県北名古屋市弥勒寺西３丁目95番地　フェリーチェⅠ―202号室
破産者　水上　良也
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５０号
滋賀県守山市古高町620番地２　グランシャトー石橋Ｂ棟101号、開始決定時の住所滋賀県守山市岡町29番地５
破産者　神薗建設こと神薗益生こと　中田　益生
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目31番１号
破産者　石井　二男
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４８５号
札幌市南区藤野４条５丁目11番13号
破産者　松原　亮輔
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
茨城県水戸市けやき台２丁目66番地の５　小池公二方
破産者　倉田　雄一
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５２号
茨城県つくば市上ノ室1139番地
破産者　木村　資作
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４３号
埼玉県草加市青柳７丁目19番８号　青柳ハイツ203号
破産者　野田　泰弘
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番２―110号、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市けやき台２丁目36番地の９
破産者　田中　弘一
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２５号
埼玉県狭山市富士見１丁目５番６号　第２はまビル501
破産者　畠中　伸久
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目４番１号　埼玉荘201、前住所埼玉県富士見市羽沢３丁目８番16号
破産者　矢口　俊策
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６５号
埼玉県入間市鍵山３丁目１番４号801
破産者　齋藤　守弘
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６６号
東京都清瀬市元町１丁目８番34号　ヴィラクリアブルック501号、破産手続開始決定時の住所埼玉県狭山市入間川１丁目12番６号
破産者　市川　貴大
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９１号
埼玉県川越市上野田町４番地30　パンドバリーＫ103号室、前住所埼玉県川越市東田町７番地72
破産者　髙橋　一郎
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８号
長野県千曲市大字八幡2304番地　志川団地95号
破産者　佐藤　　修
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部